平成２２年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市中庄1117番地４
債務者　太田喜多男
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市東塚４丁目４番32号　プチフルール201号
債務者　國富　伸司
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
広島県庄原市東本町４丁目１番３号
債務者　児島真裕美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第９４号
北海道砂川市東三条南９丁目１番３号
債務者　本郷　良一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
北海道砂川市東三条南９丁目１番３号
債務者　本郷　文子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道稚内市緑２丁目５番６号　ひかり荘１階左角
債務者　小助川幸絵
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第８２８号
盛岡市東仙北１丁目１番34―308号、申立時の住所岩手県下閉伊郡川井村大字川井第２地割82番地１
債務者　古舘和多志
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７５号
山形県酒田市高砂１丁目８番13号、前住所山形県酒田市上安町２丁目３番地の６
債務者　仲條　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２６５号
群馬県藤岡市中栗須308番地20
債務者　渡辺　健一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２７３号
群馬県安中市中宿１丁目10番９号　レオパレスラプラス102号、住民票上の住所群馬県高崎市上室田町4234番地３
債務者　小林　正直
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８５号
群馬県高崎市新町820番地９
債務者　坂井　勝子（旧姓鳥屋野）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６３０号
さいたま市西区大字佐知川1230番地　吉澤ハイツ202号、旧住所さいたま市西区プラザ63番19号
債務者　塩澤　秀陽
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５９号
さいたま市大宮区北袋町２丁目495番地３
イーストウェル与野103号
債務者　戎屋　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
埼玉県入間市宮寺1932番地
債務者　松浦　光子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３１号
埼玉県飯能市大字上名栗922番地４
債務者　早野　公司
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３５号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目10番地の２レジェンドくすのき台102
債務者　小田井純子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保284番地３
ウィステリア801―503号
債務者　浅井美智子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部